

一定の病気等に関する 「安全運転相談」を受ける方へ



「一定の病気等」とは



道路交通法等で定められた自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状を有する病気等

- 統合失調症 ○てんかん ○そううつ病 ○アルコール・麻薬等中毒 ○認知症
- 脳卒中関係 ○再発性失神 ○無自覚性低血糖症 ○重度の眠気を催す睡眠障害
- その他、自動車の安全な運転能力を欠く症状の者等

※上記の病気が必ず自動車等の安全な運転に支障を及ぼすという意味ではありません。

運転免許を新たに取得、更新、又は継続を希望する際、上記持病がある方は運転免許センター、各支所(中部支所を除く)、又は最寄りの警察署交通課で沖縄県公安委員会提出用「**診断書用紙**」をお受け取りください。

相談の流れ

- ① 「担当主治医」に診断書作成を依頼して、記載された診断書を受領する。
※ 診断書作成日から概ね1か月以内に提出(1月を超えた際は取り直しの場合あり)

- ② 運転免許センター、又は各支所に電話で安全運転相談の予約をする。
※ 相談に必要なもの「診断書・免許証(本籍記載の住民票抄本)・障害者手帳等」
※ 体幹障害のない病気等の場合は、診断書を郵送の上、電話相談で対応できることがあります。

- ③ 安全運転相談を受けた後、医師の診断書の記載内容、病状の経過等を総合的に判断するため、結果がでるまで約2、3週間かかります。その結果については、電話で連絡いたします。
※ 免許取得や継続が可能となり、「**安全運転相談終了書**」又は「**安全運転相談結果票**」が必要な場合は、安全運転相談をした場所からお受け取り下さい。

安全運転相談を受ける場合は事前に予約が必要です。

運転免許センター	098-851-1000(内535~537)(豊見城市字豊崎3-22)
北部支所	0980-53-1301(名護市東江5-20-5)
宮古支所	0980-72-9990(宮古島市平良字下里3107-4)
八重山支所	0980-82-9542(石垣市字平得343-2)



沖縄県警察運転免許センター